

「きんぴらごぼう作って食べたい」。
「一緒にやってみましょう」。
「できちゃったね」。「これ、うめえな」。



訪問介護員
・
介護福祉士



作業療法士
・
介護福祉士



ともに行う訪問介護事業所

事業所番号:2771503097

大阪市東成区大今里南1-5-12

主なサービス:自立生活支援型の訪問介護

身体介護による自立生活支援のための見守りの援助等

ご利用の相談はアクティブ訪問看護ステーション吹田

06-6318-6236(作業療法士/介護福祉士/調理師いとう)まで



「右手を使いたい」。
「包丁を使えるようになりたい」。

サービス実施記録

事業所名：ともに行う訪問介護事業所

利用者名	様	訪問介護員氏名	印	利用者印
------	---	---------	---	------

サービス日時	年 月 日 (曜日) 時 分 ~ 時 分	予定変更	有・無
<input type="checkbox"/> 介護サービス	<input type="checkbox"/> 身体介護中心・身体()分 生活()分 <input type="checkbox"/> 生活援助(45分未満・45分以上) <input type="checkbox"/> 通院等乗降介助	事前チェック記録など	<input type="checkbox"/> 顔色・発汗・体温等 () <input type="checkbox"/> 環境整備 <input type="checkbox"/> 相談援助・情報収集 情報提供・記録など
<input type="checkbox"/> 介護予防サービス	<input type="checkbox"/> I (週1回程度) <input type="checkbox"/> II (週2回程度) <input type="checkbox"/> III (週2回程度以上)		

サービス内容	身体介護		生活援助		
	<input type="checkbox"/> 排泄介助(トイレ・おむつ・ポータブルトイレ利用) <input type="checkbox"/> 食事介助(食事量) <input type="checkbox"/> 水分補給 <input type="checkbox"/> 清拭(全清拭・上半身・下半身・陰部清浄) <input type="checkbox"/> 入浴介助 (全介助・半介助・シャワー浴) <input type="checkbox"/> 全身浴 <input type="checkbox"/> 部分浴(手浴・足浴・洗髪・()) <input type="checkbox"/> 洗面等(洗面・歯磨き・口腔ケア) <input type="checkbox"/> 身体整容(爪切・耳掃除・髭の手入れ・身だしなみ) <input type="checkbox"/> 更衣介助 <input type="checkbox"/> 体位変換 <input type="checkbox"/> 移乗介助 <input type="checkbox"/> 移動介助 <input type="checkbox"/> 通院・外出介助 <input type="checkbox"/> 起床介助 <input type="checkbox"/> 就寝介助 <input type="checkbox"/> 服薬介助 <input type="checkbox"/> 薬の塗布・点眼等 <input type="checkbox"/> その他()	自立生活支援		<input type="checkbox"/> 利用者とともにを行う家事(掃除・洗濯・調理) <input type="checkbox"/> 移動時等の自立への声かけと安全の見守り <input type="checkbox"/> 掃除(居室・トイレ・浴室・その他()) <input type="checkbox"/> ゴミ出し <input type="checkbox"/> 洗濯(洗濯・取り入れ・収納・アイロンかけ・布団干し) <input type="checkbox"/> ベッド回りの片づけ <input type="checkbox"/> ベッドメイク(シーツ交換・布団カバーの交換) <input type="checkbox"/> 衣服の整理 <input type="checkbox"/> 被服の補修 <input type="checkbox"/> 一般的な調理 (メニュー) <input type="checkbox"/> 配膳・準備・後片付け <input type="checkbox"/> 買い物(食材・日用品・()) <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 清掃 <input type="checkbox"/> 居室・寝室・台所・トイレ・PTイレ・浴室 <input type="checkbox"/> ごみ出し <input type="checkbox"/> 準備・あと片付け <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 洗濯 <input type="checkbox"/> 乾燥(物干し) <input type="checkbox"/> 取り入れ収納 <input type="checkbox"/> アイロン <input type="checkbox"/> 寝具の手入れ <input type="checkbox"/> シーツ交換 <input type="checkbox"/> ベッドメイク <input type="checkbox"/> 布団干し <input type="checkbox"/> 衣類 <input type="checkbox"/> 衣類の整理 <input type="checkbox"/> 被服の補修 <input type="checkbox"/> 調理配下膳 <input type="checkbox"/> 一般的な調理 <input type="checkbox"/> 配下膳 <input type="checkbox"/> あと片付け <input type="checkbox"/> 献立() <input type="checkbox"/> 買い物等 <input type="checkbox"/> 日用品等の買い物 <input type="checkbox"/> 薬の受取り 預り金 円-買い物 円=お釣 円
	保険外サービス(※上記のチェック欄も使用)				
	<input type="checkbox"/> コミュニケーション支援 <input type="checkbox"/> 生活等に関する相談、助言 <input type="checkbox"/> 常時付添いを必要とする見守りの援助	<input type="checkbox"/> 外出介助 (時 分 ~ 時 分) 行き先・行程・介助内容・注意事項等			
	<input checked="" type="checkbox"/> 費用負担	円 うち	利用者負担額	円	
	[内訳] <input type="checkbox"/> 入館料・入場料 円 <input type="checkbox"/> 交通費 円 <input type="checkbox"/> その他 円				
	<input checked="" type="checkbox"/> 預り金 預り金 円 - 使用額 円 = おつり 円				

備考(利用者の状況や連絡事項)

①身体介護・生活援助の報酬にメリハリ

	現行	改定後
身体介護中心型		
20分未満	165単位 ⇒	165単位
20分以上30分未満	245単位 ⇒	248単位
30分以上1時間未満	388単位 ⇒	394単位
1時間以上1時間30分未満	564単位 ⇒	575単位
以降30分を増すごとに算定	80単位 ⇒	83単位
生活援助加算	67単位 ⇒	66単位
生活援助中心型		
20分以上45分未満	183単位 ⇒	181単位
45分以上	225単位 ⇒	223単位

②生活機能向上連携加算の見直し

- 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月(新設:理学療法士等の自宅訪問は不要)
- 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月(現行の生活機能向上連携加算(100単位)の充実)
 - ⇒ 連携対象として、リハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師を追加
 - ⇒ (Ⅰ)は以下の取組を定期的(原則3月毎)に行うことを評価(初回月のみ算定)
 - ・ 理学療法士等(範囲は(Ⅱ)と同じ)からの助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成(変更)すること
 - ・ なお、当該理学療法士等は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと

③「自立生活支援のための見守りの援助」の明確化

- ⇒ 訪問介護の自立支援の機能を高める観点から、身体介護と生活援助の内容を規定している通知(老計第10号(訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について))について、**身体介護として行われる「自立生活支援のための見守りの援助」を明確化する。**

④訪問回数が多い利用者への対応(H30.10施行)

- ⇒ **利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、ケアマネジャーが、統計的に見て通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出ることとする。**
- ⇒ 地域ケア会議の機能として、届け出られたケアプランの検証を位置付け、市町村は地域ケア会議の開催等により、届け出られたケアプランの検証を行うこととする。また**市町村は、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の是正を促す。**

自立支援・重度化防止に資する訪問介護を推進・評価



自立生活支援における見守りの援助とは(老計10号より)

1-6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助(自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)

○ベッド上からポータブルトイレ等(いす)へ利用者が移乗する際に、転倒等の防止のため付き添い、必要に応じて介助を行う。

○認知症等の高齢者がリハビリパンツやパット交換を見守り・声かけを行うことにより、一人で出来るだけ交換し後始末が出来るように支援する。

○認知症等の高齢者に対して、ヘルパーが声かけと誘導で食事・水分摂取を支援する。

○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む)

○移動時、転倒しないように倒について歩く(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る)

○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心に必要な時だけ介助)

○本人が自ら適切な服薬ができるよう、服薬時において、直接介助は行わずに、側で見守り、服薬を促す。

○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う掃除、整理整頓(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)

○ゴミの分別が分からない利用者と一緒に分別をしてゴミ出しのルールを理解してもらう又は思い出してもらうよう援助

○認知症の高齢者の方と一緒に冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。

○洗濯物を一緒に干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。

○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行うベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等

○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う衣類の整理・被服の補修

○利用者と一緒に手助けや声かけ及び見守りしながら行う調理、配膳、後片付け(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む)

○車イス等での移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助

○上記のほか、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うもの等であって、利用者と訪問介護員等がともに日常生活に関する動作を行うことが、ADL・IADL・QOL向上の観点から、利用者の自立支援・重度化防止に資するものとしてケアプランに位置付けられたもの

移乗、トイレ、調理、ゴミ分別
買い物、洗濯、整理、食事等

“ADL・IADL・QOL向上”
“自立支援・重度化防止”

の観点で…

“一緒に” “見守り・声かけのもと”
“できるだけ一人で”

利用者様にやってもらう

平成12年3月17日制定。見守りの援助の内容が明確化され、平成30年4月1日から適用

生活機能向上連携加算とは

Ⅱ-③ 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進（その1）

- 訪問介護、通所介護、特別養護老人ホーム等において、通所リハ事業所等のリハビリ専門職等と連携して作成した計画に基づく介護を評価する。

訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護

- 訪問介護の生活機能向上連携加算について、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、現行の訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合に加えて、リハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合についても評価するとともに、評価を充実する（生活機能向上連携加算Ⅱ）。
- 加えて、リハビリテーション専門職等が利用者宅を訪問することが難しい場合においても、自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、
 - ・ 外部の通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けられる体制を構築し、助言を受けた上で、訪問介護計画を作成すること
 - ・ 当該リハビリテーション専門職等は、通所リハ等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うことを評価する（生活機能向上連携加算Ⅰ）。

<現行>

生活機能向上連携加算 100単位/月



<改定後>

生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位/月 **(新設)**
生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位/月

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護に、見直し後の訪問介護と同様の生活機能向上連携加算を創設する。

生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位/月 **(新設)**
生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位/月 **(新設)**

通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設

- 外部の通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職や医師が通所介護事業所等を訪問し、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画等を作成することを評価する。

生活機能向上連携加算 200単位/月 **(新設)**
※個別機能訓練加算を算定している場合は100単位/月